○内閣府令第十二号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中五十二ページを次のように改める。

予防接種の記録　(1)
Immunization Record

感染症から子ども(自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも)を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、自身が接種するとともに、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine	接　種 年月日 Y/M/D	妊娠 週数-日 Week of Pregnancy	メーカー又は製剤名／ロット Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
RSウイルス Respiratory Syncytial Virus					

予防接種

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y／M／D (年齢)	メーカー又は製剤名／ロット Manufacturer or Brand name／Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
小児肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	1回				
	2回				
	3回				
	追加				
B型肝炎 Viral Hepatitis type B	1回				
	2回				
	3回				
ロタウイルス Rotavirus ※5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのみ3回目を接種	1回				
	2回				
	3回				

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令